

# 情報流通プラットフォーム対処法を活用したインターネット上の 部落差別に関する侵害情報への県の対応案について

別添

## 1. インターネット上における違法・有害情報の現状

- 誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報は、ネット利用が国民生活に浸透する中で社会問題化、依然、深刻な状況  
⇒ネット上の新規人権侵犯事件は毎年約1,800件発生、高水準で推移（R5：1,824件）
- 一方、被害者からの要望が多い投稿の削除に関しては、制度化が進んでおらず、課題が多く存在  
⇒課題例①削除の申請窓口が分かりづらく、申請が難しい ②申請しても通知がない場合があり、削除されたかが分からない  
③事業者の削除指針の内容が抽象的で何が削除されるか分からない
- 早急に事業者に対して具体的な措置を求める制度整備が必要

## 2. 情報流通プラットフォーム対処法の制定（令和7年4月1日施行予定）

昨年5月、従来のプロバイダ責任制限法を一部改正し、大規模プラットフォーム事業者に対し、(1)削除対応の迅速化と、(2)措置の実施状況の公表を義務付ける改正案が成立（新たな義務を課すため、名称を「情報流通プラットフォーム対処法」に改称）

### (1)削除対応の迅速化

- 簡素で分かりやすい削除申出窓口・手続の整備・公表
- 削除申出に適切に対応するための体制整備  
（十分な知識経験を有する者の選任等）
- 削除申出に対する結果や理由の通知  
（一定期間を設定）

### (2)措置の実施状況の公表

- 具体的で分かりやすい削除基準の策定・公表
- 削除した場合の発信者への通知（理由を含む）
- 措置の実施状況等の公表
  - ・申出の受付件数及び削除、不削除の通知件数
  - ・利用者からの通報件数や公的機関からの削除要請件数
  - ・削除の実施状況等に関する自己評価

## 3. 今後の対応に関する県の考え方

今回の法改正は、発信者の表現の自由に配慮しつつ、大規模プラットフォーム事業者には迅速かつ適切に削除を行う責務があるとして、必要な措置を義務付け、その実施状況を公表させることで、事業者の取組みを外部からチェックできる制度となっている。

削除申出は、被害者だけでなく、公的機関も可能となる見込みであることから、同法の枠組みを最大限活用し、部落差別に関する侵害情報が迅速かつ適切に削除されるよう必要な取り組みを行っていく。

# 情報流通プラットフォーム対処法を活用したインターネット上の 部落差別に関する侵害情報への県の対応案について

## 4. 情報流通プラットフォーム対処法等の概要（令和7年4月1日施行予定）

### I 法の対象となる大規模プラットフォーム事業者の指定

#### (1) 該当する役務（サービス）

平均月間発信者数（閲覧のみの者を含む）1,000万以上、あるいは平均月間延べ発信者が200万以上の役務（サービス）を提供する事業者を指定

#### (2) 除外される役務（サービス）

権利の侵害が発生するおそれが少ない役務（サービス）として次のものを除外

- ・不特定の利用者間の交流を主たる目的としないもの（例：検索サイト）
- ・不特定の利用者間の交流を主たる目的としているが、付随的に提供されるもの（例：コメント欄）

### II 削除対応の迅速化に係る規律関係

#### (1) 被侵害者からの削除申出の簡素化

- ・インターネットから申出ができること
- ・過度な負担を課すものでないこと
  - ア) トップページから少ないクリック数でアクセスできること、申出フォームが見つけやすいこと
  - イ) 文字制限がないこと、証拠等の関係書類が添付できること
  - ウ) アカウントを保有していない者も申出を行えること など
- ・申出を受けた日時を申出者に明らかにすること

#### (2) 侵害情報調査専門員の選任（削除等を実施する職員が判断に迷った際に専門的な調査を行う者）

- ・我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材を選任（例：弁護士等や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者）

#### (3) 申出者に対する通知

- ・申出を受けた日から7日以内に通知すること
- ・削除したか、しなかったかの結果を通知する。削除しなかった場合は理由も通知すること
- ・削除しなかった場合の理由は、分かりやすく、具体的に記載すること

#### (4) 被侵害者以外の者による削除申出について

- ・被侵害者以外の者からの削除申出についても、速やかに対応することが望ましいこと

# 情報流通プラットフォーム対処法を活用したインターネット上の 部落差別に関する侵害情報への県の対応案について

## Ⅲ 措置の実施状況の公表

### (1) 権利侵害に関する削除基準の策定・公表

- ・世間一般で用いられている表現を用いて、できる限り具体的に定めること
- ・発信者その他の関係者が容易に理解できる表現を用いること

### (2) 発信者に対する通知

- ・削除した場合は、遅滞なく理由とともに発信者に通知すること
- ・削除の理由は、異議申し立てを行う際の参考となる程度に具体的で、削除基準のどの項目に該当するかを明示すること

### (3) 措置の実施状況の公表

削除等の措置に係る毎年の実施状況を公表させ、**利用者への透明性と外部からの検証可能性を確保**する。

- ・申出の受付件数及び削除・不削除の通知件数（申出理由別）
- ・発信者への削除通知件数（削除・アカウント停止の別、その理由別）
- ・利用者からの通報件数、うち削除した件数及び削除しなかった件数（申出理由別）
- ・自らの探知による削除件数（削除理由別）
- ・公的機関や司法機関からの削除要請件数、うち削除した件数、削除しなかった件数（要請理由別）
- ・AI等の自動化手段を用いた削除件数等
- ・削除を行うかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及びその者に対する訓練の内容  
⇒日本の風俗・社会に関する問題（**差別問題等**）について訓練を実施している場合には、その旨も公表
- ・措置の実施状況に係る自己評価及び評価基準 など

## Ⅳ その他の規定

### (1) 勧告及び命令

- ・規定違反があった場合は、事業者に対し必要な措置を講じるよう勧告することができる
- ・勧告に従わない場合は、勧告に係る措置を講じるよう命ずることができる

### (2) 罰則

- ・命令に違反した場合、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ・上記命令に違反した場合、1億円以下の罰金
- ・届出や報告をしなかった場合、50万円以下の罰金もしくは30万円以下の過料

# 情報流通プラットフォーム対処法を活用したインターネット上の 部落差別に関する侵害情報への県の対応案について

## V 法第26条に関するガイドライン

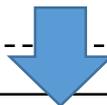
### 第26条1項（要約）

大規模プラットフォーム事業者は、自ら定め、公表している基準に従う場合のほか、次のいずれかに該当する場合には限り、送信防止措置を講ずることができる。

1（省略）

2 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合、送信防止措置を講ずる法令上の義務がある場合

3（省略）



- どのような情報が権利侵害や法令違反に該当するかを明確化し、
- 大規模プラットフォーム事業者が自ら定め、公表する削除基準に盛り込むべき違法情報等を例示するため、  
⇒ 国がガイドラインを策定

### ○ 国が策定したガイドラインの概要

#### 1. 他人の権利を不当に侵害する情報（権利侵害情報）

対象となる権利・利益として、名誉権、プライバシー、私生活の平穩、肖像権、著作権、商標権など10項目を例示

⇒部落差別に関しては、「私生活の平穩」を侵害するものとして、全国部落調査復刻版公開差止訴訟の東京高裁判決が掲載された。（書籍等の出版禁止と損害賠償を認める判決）

#### 2. 法令上の義務がある場合（法令違反情報）

わいせつ関係、薬物関係、振り込め詐欺関係、犯罪実行者の募集関係、銃刀法関係など8項目を例示

# 情報流通プラットフォーム対処法を活用したインターネット上の 部落差別に関する侵害情報への県の対応案について

## 5. 県としての今後の対応案

情報流通プラットフォーム対処法の枠組みを最大限活用し、部落差別に関する侵害情報の削除に取り組むとともに、同法が適用されない小規模事業者に対しては、通信業界団体が策定する侵害情報の削除に関するガイドラインによる規律強化を働きかける。

### ① 情報流通プラットフォーム対処法を最大限活用した主体的取組の推進

- 大規模プラットフォーム事業者が公表する削除基準において、部落差別を助長等する情報を侵害情報として明示しているかを確認し、不十分と思われる場合は、再度の要望を検討する。
- インターネット監視において侵害情報が確認されれば、県としても主体的に削除申出を行う。その結果について、事業者からの通知される理由等を検証し、疑義がある場合は、再検討を要望する。
- 事業者が公表する毎年の実施状況を検証し、規律の充実・強化を求める観点から、必要に応じて意見書の提出を検討する。

### ② 「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」との連携強化

- 同協議会が、同法施行を踏まえて改定する「誹謗中傷・プライバシー関係ガイドライン」において、部落差別を助長等する情報が侵害情報として明示されているかを検証する。
- 毎年開催している同協議会との意見交換会において、本ガイドラインによる削除等の実施状況等を確認するとともに、本県からの要望を含め幅広く意見交換することで、関係強化に努め、削除等の取組みが促進されるよう規律強化を働きかける。

### ③ 施行状況を踏まえた規律強化等に関する国への要望の実施

- 同法の施行状況に関する課題等について、実効性を確保する観点から必要な要望を国に対して行う。

### ④ 法の周知・啓発と相談対応

- 県ホームページ等での制度等の周知や、当課内に設置する人権相談窓口において削除申出に関する助言に努める。
- 人権擁護機関である高松法務局や、総務省の委託事業としてネットに関する相談窓口を開設している「違法・有害情報相談センター」とも緊密に連携する。